

令和5年度 第2回京都市産業廃棄物資源循環推進会議 次第

令和6年3月21日（木）午前10時

1 開会

2 議事

- (1) 産業廃棄物処理指導に係る令和6年度の取組計画について
- (2) 京都市産業廃棄物処理指導指針の見直し及び産業廃棄物実態調査に係る今後の進め方について

3 閉会

○ 会議資料

資料1 産業廃棄物処理指導に係る令和6年度の取組計画について

別紙1 PCB廃棄物に係る令和6年度以降の動向について

別紙2 排出事業者と処理業者をつなぐ総合ポータルサイト

「京（みやこ）さんばいポータル」の概要

別紙3 啓発用の冊子、リーフレット等

資料2 京都市産業廃棄物処理指導指針の見直し及び産業廃棄物実態調査に係る今後の進め方について

資料3 補足資料（制度、施策等の概要）

産業廃棄物処理指導に係る令和 6 年度の取組計画について

1 排出事業者に対する取組

(1) 排出事業者に対する指導・啓発

補足資料の番号

関連する
指針の番号

ア 立入指導

多量排出事業場【補 1】、さんばい適正処理・3R 推進事業場認定制度（さんばいチェック制度）【補 2】（注）に係る認定申請事業場、建設リサイクル法に係る届出現場【補 3】などへの立入りを通じ、適正処理と 3R の推進について指導する。

令和 6 年度は、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環促進法）やプラスチック資源循環戦略の目的の実現に向け、廃プラスチック類を多く排出する事業場等に対し、昨年度に製造業者向けに実施したアンケートの結果等を活用しながら、廃プラスチック類の排出抑制、再資源化等に向けた取組への働き掛けを行う。

注 制度改正により、令和 5 年度から名称を「さんばい適正処理・3R 推進事業場認定制度（さんばいチェック制度）」に変更。

【令和 6 年度の取組】

- 多量排出事業場に対する定期的な立入指導（廃プラスチック類の排出量が多い事業場に対する立入指導を含む。）の実施 <継続> **1-1 1-2 1-3**
- さんばいチェック制度の「さんばい適正処理・3R 推進事業場」の認定申請のあった事業場に対する立入指導の実施 <継続>
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく届出のあった建設工事の現場に対する立入指導の実施 <継続>
- プラスチック資源循環促進法の指針に即した廃プラスチック類の排出抑制、再資源化等に向けた情報収集及び啓発 <継続> **1-1 1-2 1-3**

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (12 月末現在)	令和 6 年度 (見込・計画)
多量排出事業場（廃プラスチック類を多く排出する事業場を含む）	3	15	16	16
さんばい適正処理・3R 推進事業場認定申請事業場	18	13	21	10
建設リサイクル法届出現場	41	47	23	50
地下工作物存置届出現場【補 4】	29	21	13	30

イ 産業廃棄物の不法投棄等の抑止・指導等 **2-1 1-6**

不法投棄等の発生を防止するため、事業場外保管用地、重点監視地域等のパトロールを行うとともに、不適正処理事案に対する調査及び指導、悪質な事業者に対する改善命令等の対処をする。

【令和6年度の取組】

- 産業廃棄物の事業場外保管に係る届出の指導及び保管用地【補5】の監視 <継続>
- 重点監視地域【補6】に対する定期的なパトロールの実施 <継続>
- 大岩街道周辺地域【補7】での監視パトロール、立入指導等の実施 <継続>
- 関係機関との連携による路上検問の実施 <継続>
- クリーンセンターにおける搬入ごみ検査【補8】 <継続>
- 不適正処理に対する指導等 <継続>
- 不法投棄監視業務の効率化に向けたIoTカメラの導入 <新規>

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (12月末現在)	令和6年度 (計画)
保管用地	届出件数	3	2	0	(注4)
	廃止件数	0	0	0	(注4)
	累積届出件数	50	52	52	(注4)
重点監視地域パトロール回数		週1~4回	週1~4回	週1~4回	週1~4回
大岩街道 周辺地域 対策	監視パトロール回数(注1)	週6回	週6回	週6回	週6回
	立入指導件数	12	11	6	(注5)
	合同パトロール回数(注2)	1	1	1	1
路上検問回数		1	1	1	2
クリーンセンター 搬入ごみ検査	実施回数	141	140	108	週3~4回
	検査件数(台数)	353	331	254	—
	指導件数(注3)	323	290	241	(注5)
不適正処理事案への指導件数		129	121	61	(注5)

注1 監視パトロールは、委託業者による監視(平日早朝及び休日を含む。)を含む。

2 令和4年度までは一斉立入調査として実施。

3 指導件数は、一般廃棄物収集運搬業者に対する事後指導件数及び持ち込みごみ搬入者への持ち帰り指導件数の合計。なお、指導件数には、産業廃棄物関係以外の指導(一般廃棄物の搬入不適物等)も含む。

4 保管用地の届出等については、計画件数は計上していない。

5 違反があった場合に行う指導については、計画件数は計上していない。

ウ PCB廃棄物の適正保管及び適正処理の指導 2-2 (別紙1参照)

(7) 高濃度PCB廃棄物に対する取組

処理期限を超えて新たに発見されるものがあれば、環境省等と連携し、適切に保管・処理させる。

【令和6年度の取組】

- 高濃度PCB廃棄物が新たに発見された場合の適正な処理に向けた対応 <継続>

(イ) 低濃度PCB廃棄物に対する取組

令和9年3月末の処分期限に向けて、国の動向を踏まえた取組を行う。

【令和6年度の取組】

- 国に対する期限内処理に向けた広報及び制度拡充等の要望 <継続>
- 低濃度PCB廃棄物の保管事業者に対する届出の提出及び適正な保管に係る指導並びに立入検査の実施 <継続>

エ 電子マニフェスト等の導入促進 1-9

産廃処理に係る排出事業者及び産業廃棄物処理業者双方の事務の効率化を図るため、電子マニフェストの利用を促進する。

【令和6年度の取組】

- 電子マニフェスト普及促進に向けたJWNET紹介等の情報提供の強化 <継続>
- 本市が排出者となる契約における電子マニフェストの利用の原則化に向けた検討 <新規>
- 京都市発注工事契約における電子マニフェストの利用の促進 <継続>

オ 産業廃棄物関係の諸手続におけるオンライン化 1-9

産廃処理に係る排出事業者及び産業廃棄物処理業者双方の事務の効率化を図るため、本市への届出等手続のオンライン化を推進する。

【令和6年度の取組】

- 産業廃棄物関係届出等に関するオンライン手続の利用拡大 <継続>

カ 少量排出事業場に対する指導・啓発 1-6

産業廃棄物の排出量が少ない事業場に対し、一般廃棄物との分別、適正処理及びリサイクルを推進するための指導、啓発を行う。

【令和6年度の取組】

- クリーンセンターにおける搬入ごみ検査及び検査結果に基づく指導・啓発 <継続> (再掲)
- 事業ごみ減量ニュースレター「ごみゅにけーしょん」の発行(年3回発行) <継続>
- 少量排出事業場が多い業種を対象にした業種別リーフレットによる啓発((公社) 京都府産業資源循環協会と連携して実施する方向で検討中) <継続>

キ 公共工事におけるリサイクルの質の向上 1-4

本市が発注する工事において、引き続き、建設廃棄物の再資源化施設への搬入を徹底するとともに、リサイクルに資する優れた取組を紹介・共有することにより、より質の高いリサイクルを目指す。

【令和6年度の取組】

- 建設廃棄物の再資源化施設への搬入の徹底 <継続>
- 公共工事に係る建設副産物の発生抑制や再生利用に資する良好事例の収集及び紹介 <新規>

(参考)「京都PVパネル循環プラットフォーム」(京都府主催)への参画 1-7

京都PVパネル循環プラットフォーム(注)に参画し、本市として太陽光発電の普及を図っていくに当たり、同プラットフォームへの参画を通じて各関係者の動向や今後の見通しについて情報を収集し、関連事業者と意見交換する。

注 2030年代に想定される使用済み太陽光パネルの大量廃棄に備えた新たな循環システムの構築のための意見交換の場として京都府により設置され、PVパネルの製造から廃棄、リサイクルに至るまでの関係事業者、行政機関等で構成される。

(2) 排出事業者による自主的な取組の促進 (共通) 1-1 1-2 1-3

ア さんばいチェック制度の実施 1-8

排出事業者の自己点検及び改善を啓発・支援するとともに、優良な事業場を認定することにより、産業廃棄物の適正処理及び3Rの推進に向けた排出事業者の意識の向上を図るための制度（さんばいチェック制度（注））を引き続き実施する。

令和6年度は、令和5年度に改正した制度に基づき、継続的に取り組む事業場や新たな事業場への申請勧奨、基本のチェックシートの簡素化などにより、より広範な事業者への継続的な取組の促進と適正処理の意識の浸透を図る。

注 令和5年度の制度改正に伴い、表記を変更した。

【令和6年度の取組】

- 継続的に取り組む事業場への申請勧奨 <継続>
- 多量排出事業場等への申請勧奨 <継続>
- 基本のチェックシートの簡素化 <新規>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (目標)
推進事業場認定件数 (認定中の事業場の件数を含む)	15	13	21	30

イ プラスチックの資源循環に係る良好事例の紹介 1-8

市内の排出事業者による、廃プラスチック類の分別、リデュースやリサイクル等に係る取組の良好事例を取材した動画を制作し、京都市公式YouTubeチャンネル「きょうと動画情報館」で紹介する。

【令和6年度の取組】

- 良好事例の発掘、取材及び動画制作（年1件） <継続>

(3) 排出事業者に対する情報提供等

ア 排出事業者と処理業者をつなぐ総合ポータルサイトの効果的な運用 <継続>

1-1 1-2 1-3 1-7 1-10

令和6年3月末から運用開始予定のポータルサイト（概要は別紙2参照。）について、排出事業者、処理業者に対し積極的な活用を周知するとともに、産業廃棄物の適正処理・3Rの推進に役立つコンテンツを充実させる。

【令和6年度の取組】

- 廃棄物分類検索の拡充（検索項目の増加）
- さんばいQ&Aの新設

イ あらゆる機会を活用した情報発信 1-1 1-2 1-3 1-7

「廃棄物の適正処理ガイドブック」等を用いた指導、啓発に加え、立入指導、さんばいチェック制度の案内送付などの様々な機会を活用して、（一社）京都府産業廃棄物3R支援センター等とも連携し、排出事業者に有益な情報を提供する。

【令和6年度の取組】

- さんばいチェック制度の案内等の機会を活用した各種情報提供の充実 <継続>
- ホームページや冊子等（別紙3参照）を活用した指導・啓発の実施 <継続>

- ・ 廃棄物の適正処理ガイドブック（令和4年11月改訂）
 - ・ 事業系廃棄物の正しい出し方（令和5年1月改訂）
 - ・ 業種別 適正処理・3R推進リーフレット（京都府産業資源循環協会連携）
 - ・ 焼却禁止の啓発チラシ
 - ・ 焼却炉の基準に係る啓発リーフレット
 - ・ いち、に、さんばい！（小中学生向け）

※ その他、環境省等が発行する啓発資材を活用している。
- 関係団体との連携等による各種情報提供の充実 <継続>

2 産業廃棄物処理業者に対する取組

(1) 産業廃棄物処理業者に対する指導・啓発等

産業廃棄物処理業者による適正な処理と良好な処理環境を確保するとともに、排出事業者と連携して循環型社会の形成に寄与する優良な処理業者の育成を図る。

ア 法令に基づく指導監督

【令和6年度の取組】

- 産業廃棄物処理施設への定期的な立入検査 <継続> 2-1
- 違反行為に対する厳正かつ迅速な指導及び処分 <継続> 2-1
- 優良産廃処理業者認定制度の運用 <継続>

【産業廃棄物処理施設への立入検査】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (12月末現在)	令和6年度 (計画)
中間処理・積替保管施設	36件/全86件 (延べ44回)	37件/全87件 (延べ39回)	25件/全86件 (延べ28回)	30件/全86件
自己処理施設	1件/全2件	0件/全2件	1件/全2件	1件/全2件
ダイオキシン類の行政検査	2件/全2件	2件/全2件	2件/全2件	2件/全2件
法に基づく定期検査	1件/全4件	1件/全4件	1件/全3件	0件/全3件

イ 優良な処理業者の育成に向けた働き掛け

立入指導や許可申請・届出などの機会やポータルサイトを活用して、電子マニフェストの利用促進やBCP策定の推進などについて案内するとともに、処理業者に有益な研修会や支援事業など（他団体等が主催するものも含む。）の情報提供等を行う。

【令和6年度の取組】

- 処分業者・収集運搬業者（積替え保管）への立入検査時の働きかけ <継続> 1-9 2-4
- ポータルサイトを活用した情報提供 <新規> 1-9 2-4

- 市内の収運業者のうち電子マニフェスト未導入者に対する働きかけ
 <新規> 1-9

ウ 処理業者の地域活動への参加の促進

処理業者による地域活動への参加や環境教育などの取組を紹介することにより、同様の取組の促進を図る。

【令和6年度の取組】

- ポータルサイトを通じた良好事例の紹介 <新規> 3-1

(2) 災害廃棄物の適正処理に係る協力支援体制の強化

発災時に廃棄物を迅速かつ円滑に処理できるよう、(公社)京都府産業資源循環協会をはじめ、「災害発生時における応急対策活動に関する協定」の締結先との協力支援体制を強化する。

【令和6年度の取組】

- 発災時の協力支援体制に係る(公社)京都府産業資源循環協会との調整 2-3

3 市民に対する取組

産業廃棄物処理業に対する市民理解の促進

産業廃棄物の処理の重要性に対する市民の理解の促進や、産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設に対する市民のイメージの向上を図るための啓発を行う。

【令和6年度の取組】

- 見学受入施設に係る情報の収集と公開 <新規> 3-1 3-2
- 夏休み小中学生「さんばい施設見学エコツアー」の実施 <継続> 3-2

	開催回数等	開催手法、参加人数等
令和元年度	3回(7~8月)	実地見学会: 87名(3回合計)
令和2年度	(中止)	—
令和3年度	(中止)	—
令和4年度	2回(8月)	オンライン見学会: 22組(2回合計)
令和5年度	2回(7月)	オンライン見学会: 25名/実地見学会: 15組
令和6年度 (計画)	2回	実地見学会・オンライン見学会を各1回開催予定

PCB廃棄物に係る令和6年度以降の動向について**1 高濃度PCB廃棄物の処理状況**

- ・ PCB特別措置法^(注)による特例処分の期限（大阪事業エリア）は令和4年3月末で終了。
- ・ 一方で、想定を上回る量の高濃度PCB廃棄物が発見されたため、環境省の要請を受け、各JESCO処理施設立地自治体（東京を除く。）において2年間程度、受入期間を延長（令和5年度で受入終了）。

注 ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の保管、処分等について必要な規制を行うとともに、処理体制を速やかに整備しPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、平成13年7月に施行。平成28年8月には、期限内処理の義務付け等を追加した改正法が施行。

(1) トランス・コンデンサー等

- ・ 令和3年度までに本市が把握したものは、同年度中に全数処分済み。
- ・ 令和5年11月15日（登録期限）までに発見されたものは、年内にJESCO大阪受入済み。
- ・ 登録期限以降の新規発見は1事業者（適切に保管されている）。

(2) 蛍光灯安定器等

- ・ JESCO北九州PCB処理事業所における受入れが再開された令和4年6月以降、順次処分が進み、令和5年11月15日（登録期限）までに発見されたものは、令和6年1月までに全件JESCO受入済み。
- ・ 令和5年11月16日以降、蛍光灯安定器や小型コンデンサーが新たに数台（3事業者）発見されているが、保管事業者により適切に保管されている。

2 高濃度PCB廃棄物に対する今後の対応について

今後、高濃度PCB廃棄物の受入れが再開されることになれば、自主処理を基本として、新規発見された高濃度PCBを保管する事業者への指導を行っていく。

3 低濃度PCB廃棄物の処理状況と今後の対応について

- ・ 現在、約300事業場が低濃度PCB廃棄物を保管（うち、約1／3が本市関連事業場）。
- ・ 令和9年3月の処理期限に向け、各事業者において順次処理が進められており保管事業者数は減少傾向にあるが、届出等の機会を通じ処理の勧奨を行っていく。
- ・ 庁内の低濃度PCB保管所属に対しても、期限内処理に向けた処理予定の確認や予算確保等の働き掛けを行っている。

排出事業者と処理業者をつなぐ総合ポータルサイト 「京（みやこ）さんぱいポータル」の概要

1 概要

(1) コンセプト

京都市産業廃棄物処理指導指針で掲げる「排出事業者と優良な産業廃棄物処理業者等をつなぐ仕組みの構築」を目指し、令和6年3月25日に新たに設置するもの。

排出事業者が産業廃棄物処理に対する理解を深めるとともに、優良な産業廃棄物処理業者と連携して適正処理及び3Rに係る責任を果たすことができるよう、国や関係団体が発信する情報を含め市内の排出事業者には有用な情報を一元的に提供することで、排出事業者にとって情報収集の「入口」となるウェブサイトを目指す。

また、産業廃棄物処理業者についても、必要な手続等に関する情報とともに優良化に資する情報も提供するほか、産業廃棄物処理業者の重要性や良好な取組等が見える化することで、優良な処理業者の育成や産業廃棄物処理業に対する市民の理解の促進を図る。

(2) 利用対象

ア 排出事業者

産業廃棄物に関する知識や必要な手続などの情報を得たり、処理業者の情報に簡単にアクセスしたりしやすい環境を提供し、適正処理と3Rの取組を促す。

イ 処理業者

法令に基づく手続等について案内するとともに、処理業者の優良化に役立つ情報を提供する。

ウ 市民

産廃処理業者の施設見学会情報や環境学習、地域活動等の情報を提供して産業廃棄物処理に対する市民理解を促進するとともに、処理業者による積極的な取組・情報発信を促す。

(3) 特徴

ア 排出事業者向けの情報を体系的に提供し、必要な情報にアクセスしやすく。

イ 産業廃棄物の基本的なルール紹介を充実させるなど、排出事業者に産廃を「自分ごと」として捉えてもらえるように。

ウ 使いやすく処理業者にアクセスしやすい処理業者検索システム

エ 問合せが多い産廃・一廃の区別を検索できるように。

3 コンテンツ

(1) 産廃の基礎知識

ア お知らせ

- ① 法令改正等のお知らせ
- ② 京都市からのお知らせ

イ 産業廃棄物処理の基本的なルールなど

- ① 産業廃棄物とは
- ② 産業廃棄物の分類と具体例
- ③ 排出事業者責任
- ④ 電子マニフェスト …など

ウ 各種パンフレット等

- ① 適正処理ガイドブック
- ② 業種別リーフレット …など

(2) 届出・報告など（排出事業者向け）

- ① マニフェスト交付等状況報告書
- ② 多量排出事業者の処理計画・報告
- ③ PCB廃棄物に関する届出
- ④ 建設リサイクル法に関する届出
- ⑤ 保管用地届 …など

(3) お役立ち情報（適正処理・3Rの推進）

- ① さんばいチェック制度
- ② 3Rの支援に関する情報
- ③ 電子マニフェストに関する説明会情報・操作マニュアル
- ④ 動画「エコちゃんが行く！」シリーズ …など

(4) 産業廃棄物処理業者の情報など

ア 廃棄物処理業者の一覧

- ① 産廃処理業者（市許可）検索システム
- ② 一廃処理業者（市許可）一覧
- ③ 産廃処理業者（府許可）一覧
- ④ 産業廃棄物処理業者（全国版）検索サイトへのリンク

イ 産業廃棄物処理業者に関する情報

- ① 優良産廃処理業者認定制度
- ② 行政処分一覧 …など

(5) 事業系廃棄物の分類検索

(6) 産廃QA 《令和6年度整備》

(7) 産廃処理業者向け情報

ア お知らせ（産廃処理業者向けのものをピックアップ）

イ 許可申請・届出の様式

- ① 産業廃棄物処理業許可（法第14条関係）
- ② 廃棄物処理施設設置許可（法第15条関係）
- ③ 自動車リサイクル法に基づく許可・登録

ウ 許可業者向け情報

- ① 帳簿の記載事項
- ② 電子マニフェストの導入促進
- ③ BCPの策定
- ④ 京都市の行政処分方針 …など

啓発用の冊子、リーフレット等

○ 廃棄物の適正処理ガイドブック
(令和4年11月改訂)



○ 事業系廃棄物の正しい出し方
(令和5年1月改訂)



○ 業種別啓発リーフレット
(令和5年3月、令和6年3月作成)

【理美容業向け】

【製造小売業等向け】



○ いち、に、さんぱい！
～いちから学ぶ身近な“さんぱい”～

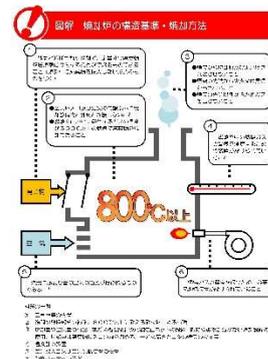


※ 令和6年3月末に第2弾として医療機関等向けのものを発行予定。

○ 焼却禁止の啓発チラシ



○ 焼却炉の基準に係る啓発リーフレット



京都市産業廃棄物処理指導指針の見直し及び産業廃棄物実態調査に係る 今後の進め方について

1 市府の産業廃棄物に係る指針・計画と実態調査の現状について

(1) 京都市産業廃棄物処理指導指針について

京都市が策定・運用している「京都市産業廃棄物処理指導指針」（以下「市指針」という。）と、京都府が策定・運用している「京都府循環型社会形成計画（第3期）」（以下「府計画」という。）（※）は、始期が同じ令和3年度からであるものの、次のように策定のスケジュールが異なっていることから、市指針が府計画よりも前に決定されるスケジュールとなっており、本市の産業廃棄物の処理指導の方向性について検討するに当たり、同時期に策定・見直しが実施されている府計画の内容を踏まえることができないという課題がある。

※ 廃棄物処理法に基づく都道府県産業廃棄物処理計画（現計画の期間：令和3～12年度）。

<市指針の策定時のスケジュール（直近）>

令和元年度	産業廃棄物実態調査（平成30年度対象）
令和2年度	検討・策定作業（令和3年3月策定）
令和3年度	運用開始

<府計画の策定時のスケジュール（直近）>

令和3年度	産業廃棄物実態調査（令和元年度対象）	※1
同年度	検討・策定作業（令和4年3月策定）	
同年度	計画期間開始	※2

※1 令和2年度を調査対象とする予定であったが、コロナの影響が大きいことから対象が令和元年度に変更された。

2 府計画は、令和3年度末に策定され、同年度から計画期間が始まる形となっている。

(2) 産業廃棄物実態調査について

上記1の市指針・府計画の策定・見直しに先立って実施する産業廃棄物実態調査（以下「実態調査」という。）については、市府ともに、環境省が定める「産業廃棄物排出・処理実態調査指針」に準拠した方法により、それぞれ概ね5年ごとに実施しているが、次のように実施時期及び調査対象年度が府市でずれていることから、① 近接した年度に同様の調査を重ねることによる事業者の負担や、事務及び予算の重複など、二重行政の課題があるほか、② 産業廃棄物の排出量等の推計値にずれが生じるなどの課題がある。

市調査	府調査
実施時期（調査対象年度）	実施時期（調査対象年度）
平成14年度（同13年度）	平成18年度（同17年度）
平成21年度（同20年度）	平成23年度（同22年度）
平成26年度（同25年度）	平成28年度（同27年度）
令和元年度（平成30年度）	令和3年度（同元年度）

2 次回の実態調査及び市指針の見直しの進め方について

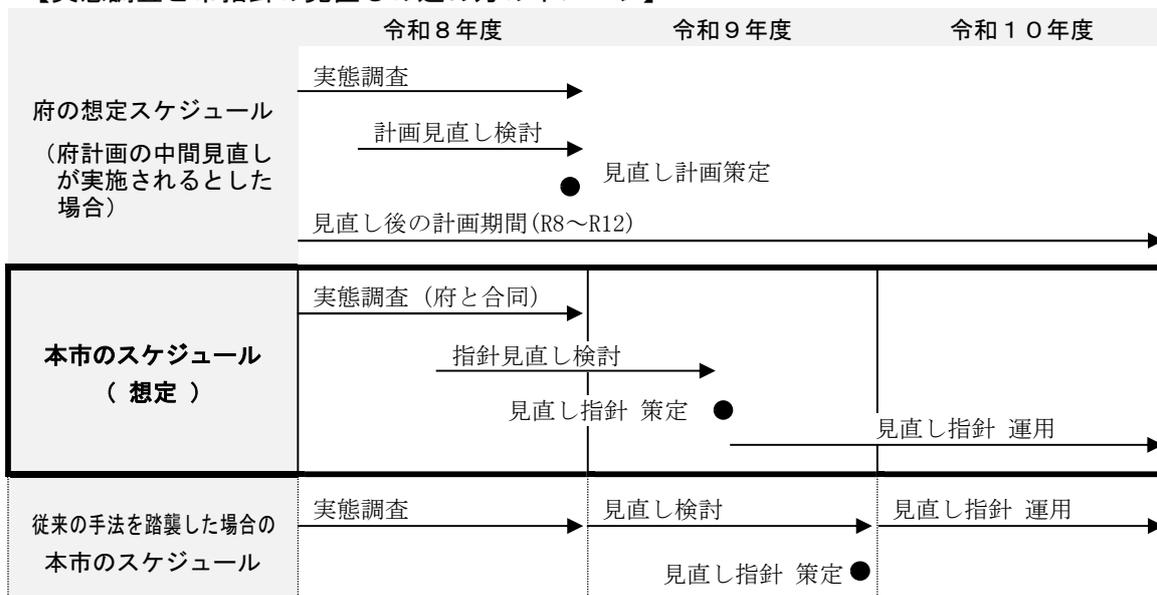
(1) 実態調査について

市府の実施時期のずれによる課題解消のため、本市の実態調査の時期を2年先送りし、府と同じ令和8年度に実施することとする（実施手法については府と調整中）。

(2) 市指針の見直しについて

市指針の見直しについては、実態調査の結果を踏まえる必要があるが、府の現計画の中間見直しが行われるとした場合に想定されるスケジュールも踏まえ、これに大きく遅れることがないように進め方を検討する。

【実態調査と市指針の見直しの進め方のイメージ】



補足資料 (制度、施策等の概要)

1 多量排出事業場

前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上（特別管理産業廃棄物にあつては50トン以上）である事業場（多量排出事業場）を設置している事業者（多量排出事業者）は、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画及びその実施状況を、市長に提出、報告しなければならないこととされている。

根拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第12条第9項～第11項ほか

2 さんぱい適正処理・3R等推進事業場認定制度（さんぱいチェック制度）

産業廃棄物の適正処理の確保並びに3Rの推進を図るため、排出事業者の自己チェックと改善の取組を支援するとともに、優良な結果の事業場を認定・公表するものである（法令による基準の遵守状況の点検を通じて、排出事業者の意識のボトムアップを図ることに主眼を置く）。

根拠 京都市産業廃棄物の適正処理の確保及び廃棄物の資源循環の推進に向けた自己点検等に関する要綱

【制度の概要】

① まず、本市が当制度の案内通知を認定対象となる事業場に送付する。通知を受けた各事業者は、チェックシートをホームページからダウンロードし自己チェックを行い、認定基準を満たしたうえで応募する。

※ チェックシートは5種類ある。

・ 基本シート、追加シート2種（該当事業場のみ）

廃棄物処理法への適合状況を確認。

[認定基準] 全項目への適合が必要。

・ 3Rシート、プラシート

3Rや環境負荷低減に向けた取組、プラスチック資源循環に向けた取組を確認。

[認定基準] 各区分の1項目以上への該当が必要

② 本市が申請のあった事業場の実地調査を行い、審査のうえ優良事業場を認定し、本市のホームページ等で公表する。

※ 従前は3年度連続で認定を受けた事業場を表彰していたが、規定を見直し、シルバー認定（有効期間2年）とゴールド認定（有効期間3年）を新設することで、継続的に本制度に取り組んでいただけるようにした。

3 建設リサイクル法届出現場

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく届出のあったき建設工事等について、同法により再資源化が義務付けられている3品目（木くず、コンリート塊及びアスファルト・コンクリート塊）のリサイクル等の状況を確認するため、一部の工事現場への立入調査を実施している。

4 地下工作物存置届出現場

老朽化等により不要となった建築物や工作物を取り壊す場合、地下部分の工作物についても産業廃棄物となるため、これを適正に処理しなければならないが、周辺の生活環境の保全に支障が生ずるおそれがなく、かつ、撤去した場合に周辺地盤に緩みが生じる場合など、残置することに一定の有用性が認められる工作物については、地下に残置することが認められる場合がある。

本市では、地下に工作物を残置しようとする工事業者からの届出を受け、残置による生活環境保全上の支障の発生のおそれや残置の有用性について、対象となる工事につき現場調査を行うなどして協議を行っている。

5 産業廃棄物の事業場外保管に係る届出の指導及び保管用地の監視

産業廃棄物を生じた事業場以外の場所であって、面積が300平方メートル以上の保管に供する用地で産業廃棄物を保管する場合に、廃棄物処理法及び本市条例に基づき、届出義務が課されている。

しかし、無届けでの事業場外保管や保管用地への廃棄物の過堆積等の違法行為も散見されることから、必要な届出をするよう指導するとともに、保管用地の適正な使用を徹底させるため、定期的に現場確認を実施している。

根拠 廃棄物処理法第12条第3項ほか

京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例第3条以下

6 重点監視地域

山間部を中心に、依然として産業廃棄物の不適正処理が行われている事例が見受けられることから、市内山間部に対するパトロールを月1～4回程度の頻度で実施している。

また、山間部以外でも、不適正処理が頻発するなど、重点的に監視すべき地域についても、定期的にパトロールを実施している。

7 大岩街道周辺地域

伏見区の大岩街道周辺地域では、過去に周辺地域の住民に対し直接的に被害を及ぼすようなばい煙や悪臭、粉塵の発生などを伴う野外焼却などの悪質かつ重大な違法行為が行われていたため、これらの問題の解決に向け、平成8年度以降、全庁的な体制の下で対策に取り組んでいる。

全庁体制での監視の継続により、周辺地域に多大な悪影響を及ぼしていた大規模な野外焼却は終息しているが、依然として廃棄物の違法堆積や小規模な野外焼却が見られるなど、未解決の課題が残っているため、定期的な監視パトロール及び立入指導を継続している。

8 クリーンセンターにおける搬入ごみ検査

本市では、一般廃棄物の処理施設であるクリーンセンターへの不適切な廃棄物の混入を防止するため、事業所などから排出された廃棄物の中に、プラスチック類などの産業廃棄物や、一般廃棄物のうちリサイクル可能な紙ごみなどが混入されていないかどうか、搬入車両のごみの展開検査及び目視検査を随時実施している。

不適切な廃棄物が混入していることが判明した場合、搬入した収集運搬業者や事業者等への持ち帰り指導等のほか、後日、当該廃棄物を排出した事業場に対し、収集運搬業者を通じた啓発・指導や、本市職員による訪問等による直接指導を行い、一般廃棄物、産業廃棄物及びリサイクルできるものの分別やごみの保管状況等を調査して、事業者ごとの排出状況に応じた啓発・指導を行っている。